



## 「支払調書」を発行します。

-確定申告にお使いください-

配分金は、所得税法上「雑所得」とされ、シルバー人材センターで得た配分金収入の「支払調書」は、1月初旬に発行しますので確定申告にご使用ください。(1/13頃郵送予定です)

配分金収入に対しては「租税特別措置法第27条」により、55万円を上限として最低保証必要経費が認められます。

なお、配分金収入と給与所得(シルバー派遣による賃金等)がある場合は、55万円から給与所得控除額を控除した残額が配分金に係る必要経費となります。

また、公的年金を受給している場合は、配分金収入とは別に公的年金等の控除が受けられます。



派遣就業会員の方は、県シルバー連合会より「源泉徴収票」が郵送されます。

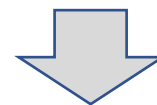
### 11月末会員数

男性	156
女性	86
会員総数	242

## シルバー事業もデジタル化へ



全国的にデジタル環境や利用促進施策の動きからシルバー人材センターもデジタル環境の促進を図ることになりました。



2022年3月より会員専用の公式LINEを開設しました！

- ① LINEアプリ内のカメラで右のQRコードを読み込み、(ラインのホーム画面右上の“+”マーク→“QRコード”)
- ② 友だち登録→③トークのメッセージから“お名前”を入力し送信してください。



就業情報やイベント情報を発信中です！是非ご登録を！！



「スマホけどどうやって使うの？」  
登録したいが操作に自信がない方は、遠慮なく事務局にお尋ねください。



おかげさまで会員登録数が急増中です！！

入力が自信がない方は音声入力も可能！  
文字で確認でき、地図や写真も送受信できます！

迅速なやり取りで効率的になり助かっています。

## 【作業日報】と【配分金明細書】について

就業の際、作業日報を持参し、発注者に確認印を  
いただいてから提出をお願いしています。

作業日報内容に基づき請求書発行及び配分金を  
集計する大切な根拠となるものです。

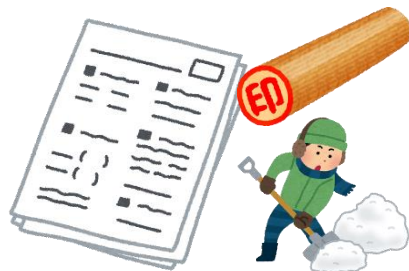
会員は仕事を請け負う個人事業主です。入会に  
あたりシルバーの趣旨にご賛同いただいておりますので、  
個人で責任を持って受取、提出をお願い  
いたします。

事務局時間外のときは玄関前(右)のポストへ

日報提出は**就業後速やか**にお願いします。

お客様から「請求書はまだ？」と問合せがよくあります。

- ① 発注者の押印
- ② 会員の押印
- ③ 実働日時の再確認
- ④ バリカンやチェーンソー等使用の明記



## ミセス倶楽部 クリスマス会&笑いヨガ

日時:令和4年12月20日(火)  
午前10時30分~  
場所:あやめ荘2階会議室

笑いヨガで身体を動かしながら  
笑って今年を締めくくりましょう。  
ご参加をお待ちしています!

女性新規会員募集中!  
働くだけでなく仲間と  
楽しい時間を過ごしま  
しょう!

